

# 横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付要綱

制 定 令和2年3月18日 こ総第499号（副市長決裁）

改 正 令和2年7月31日 こ総第199号（副市長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び補助金規則の例による。

## （補助事業者の範囲）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

(1) 児童福祉法に規定する児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

(2) 子ども・子育て支援法に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 法人にあつては、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）

(2) 個人にあつては、暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）

## （補助対象経費及び限度額）

第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設・事業所当たりの限度額は別表1のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けているものは対象外とする。

## （補助対象期間）

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令和元年度分については、令和2年1月16日から令和2年3月31日とする。

(2) 令和2年度分については、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

(補助金の算定)

第6条 補助金の額は、補助対象経費と認められる額の全額である。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金実績報告書(第4号様式)により行うものとする。

2 前項の報告書は、市長の定める日までに提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

（交付の時期等）

第 12 条 補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第 17 条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金交付の請求）

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

（補助金の返還）

第 14 条 補助事業者等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長の請求に基づいて返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（警察本部への照会）

第 16 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（財産処分の制限）

第 17 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

（関係書類の保存期間）

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5 年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和2年3月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和2年7月31日から施行する。

別表 1 (補助対象経費及び1施設・事業所当たりの限度額)

対象施設・事業	対象経費	限度額 (補助率)
保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業（1支援単位）	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 2 施設・事業所の消毒等の経費 3 感染症予防の広報・啓発に係る経費 4 その他感染症拡大防止に係る経費	50万円(10/10) ただし、令和2年度分については、令和元年度交付額と合算して50万円
里親、児童家庭支援センター	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 2 施設・事業所の消毒等の経費 3 感染症予防の広報・啓発に係る経費 4 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化の要する改修費 5 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費 6 その他感染症拡大防止に係る経費	100万円(10/10) ただし、令和2年度分については、令和元年度交付額と合算して100万円
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 2 施設・事業所の消毒等の経費 3 感染症予防の広報・啓発に係る経費 4 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化の要する改修費 5 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費 6 その他感染症拡大防止に係る経費	800万円(10/10) ただし、令和2年度分については、令和元年度交付額と合算して800万円